

【必ずお読みください】

給与支払報告書担当者 様

群馬県邑楽町役場 税務課 町民税係
【問合先】Tel.0276-47-5011(直通)

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

日頃より邑楽町の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして下記の点にご留意のうえ、令和7年1月24日(金)*までのご提出にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。なお、令和6年中(令和6年1月から12月の間)に給与を支払った従業員がいない場合、総括表の提出は不要です。

※給与・経理担当者様へ(お願い)

法定の提出期限は令和7年1月31日(金)ですが、上記期日までの提出にご協力をお願いします。

1. 提出の際は同封の邑楽町専用の総括表をご使用ください。記入の際は総括表下部の給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項を参考にご記入ください。会計事務所等を通して給与支払報告書を提出する場合は邑楽町専用の総括表をお渡しいただき、提出時に使用するようお話しください。※eLTAX(エルタックス)による電子申告で提出する場合は、同封の総括表の提出は不要です。
2. 総括表には「特別徴収(給与天引)」、「普通徴収切替理由書の合計人数」欄にそれぞれ人数を記入してください。普通徴収とする場合、普通徴収切替理由書の添付が必須となります。
3. 個人事業主の方が給与支払報告書を提出する場合は、総括表及び給与支払報告書に個人事業主の個人番号を記載していただいております。また、提出時に「個人番号(マイナンバー)確認書類」と「身元確認書類」を提示または添付していただいております。

【郵送】個人事業主の方の<番号><身元>確認書類の写しを同封し提出

※代理人(税理士)が提出する場合は個人事業主の方の<番号>確認書類の写し、
代理人の<身元>確認書類の写し、税務代理権限証書を提出

【窓口】①個人事業主本人が提出する場合…個人事業主の方の<番号><身元>確認書類を提示

②使者(家族や従業員等)が提出する場合…個人事業主の方の<番号><身元>確認書類の写しを提示

③代理人(税理士)が提出する場合…個人事業主の方の<番号>確認書類の写し、

税務代理権限証書および窓口に来られた方の<身元>確認書類を提示

確認書類	番号確認書類(下記のいずれか1点)	身元確認書類(下記のいずれか1点)
	・マイナンバーカード ・個人番号が記載された住民票の写し	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など

【お知らせ】邑楽町では特別徴収税額通知(正本:電子署名あり)をデータ送信しています

eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書をご提出いただいた特別徴収義務者の方には、ご希望により特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(正本:電子署名あり)のデータ送信を行っています。

また、令和6年度より従業員の方にお渡しいただく特別徴収税額通知(納税義務者用)についてもデータ送信が可能になりました。

※書面による特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の送付の際の電子データ副本送付は廃止します。

◆特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を受け取るには

eLTAXの特別徴収税額通知受取情報の登録時に「正本の電子データをeLTAXで受け取る」を選択してください。あわせて特別徴収税額通知(電子署名あり)を受け取るメールアドレスを入力してください。

◆特別徴収税額通知(納税義務者用)を受け取るには

eLTAXの特別徴収税額通知受取情報の登録時に「電子データをeLTAXで受け取る」を選択してください。また、給与支払報告書を作成する際は、納税義務者の受給者番号を必ず入力してください。

操作方法等についてはeLTAX利用者ソフトウェア「PCdesk」の操作マニュアル等を参照してください。

給与支払報告書記入の記載例及び注意事項については、裏面をご覧ください。

給与支払報告書 記入例及び注意事項

プリンター等で印字する場合、印字位置のずれがないよう必ず確認してください。

【支払を受ける者の住所】

令和7年1月1日現在の住所を本人に確認した上で、〇〇番地、アパート・団地名部屋番号等、具体的に記入してください。
 例)〇〇アパート ◇棟 △△号室
 ※令和7年1月1日現在、**邑楽町に住所がない人**は、住所のある(あった)市区町村に提出してください。

【個人番号】

受給者の個人番号を記入してください。

【氏名】

住民基本台帳に登録上の氏名・フリガナを記入してください。外国人の方については、通称等ではなく、在留カードの氏名を正確に記入してください。

7

【定額減税に関する事項】

「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円)」と記載します。
 なお、年末調整を行っていない場合は定額減税等を記載する必要はありません。

【中途就職の人の前職分給与情報】

年の途中で就職した人で、その就職前に支払を受けた給与等を合算して年末調整を行った場合には、次の事項を「(摘要)」欄に記入してください。
 A: 他の支払者の所在地、氏名又は名称
 B: 他の支払者のもとを退職した年月日
 C: 他の支払者が支払った給与等の金額、給与等から控除した社会保険料等の金額、源泉徴収した所得税額

【控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族の情報】

上記の控除対象者等がある場合は、必ず**氏名、個人番号**を記入してください。また、日本国外に居住している非居住者の場合は、区分欄に○を付けてください。

【個人番号又は法人番号】

個人事業主の方は個人番号、事業所の場合は法人番号を記入してください。

※ 区分		※ 種 別 ※ 整 理 番 号 ※									
支払を受ける者	住所	受給者番号									
		個人番号									
		役職名 係長									
		氏名 (フリガナ) オウラ タロウ 邑楽 太郎									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円				
	7 770 000	5 893 000	2 881 300			0					
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	配偶者 (特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数			
有 従有	千 円	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他	人	人	人	人	人
○		1					1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金特別控除の額					
千 円		千 円		千 円		千 円					
1221 300		120 000		50 000		130 000					
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 73,600円、控除外額 46,400円											
前職 〇〇市 XX工業 (R6. 4. 30退職)											
給与 1,500,000円 所得税 20,000円 社保料 100,000円 普通徴収該当理由: 普F											
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額					
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円					
90,000		24,000	85,000	53,000	100,000						
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)				
千 円		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	千 円	千 円				
130,000		2 8 31	増(特)	7,000,000	6,000,000						
(源泉・特別) 控除対象配偶者		フリガナ	オウラ ハナコ	氏名	邑楽 花子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額		
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
280,000		166,200	19,600								
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	基礎控除の額		所得金額調整控除額						
千 円		千 円	千 円		千 円						
1		フリガナ	オウラ サブロウ	氏名	邑楽 三郎	区分	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	5人未満の控除対象扶養親族の個人番号		
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
2		フリガナ		氏名		区分	個人番号		5人未満の控除対象扶養親族の個人番号		
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
3		フリガナ		氏名		区分	個人番号		5人未満の控除対象扶養親族の個人番号		
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
4		フリガナ		氏名		区分	個人番号		5人未満の控除対象扶養親族の個人番号		
千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
未 成 年 者	死 亡 退 職	乙 種 退 職	本人が障害者	その他	寡 婦	ひとり親	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日	
								就 職	退 職	年 月 日	元 号 年 月 日
								○ ○	6	5 1	昭和 50 12 8
個人番号又は法人番号		(右詰で記載してください)									
千 円		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8									
住所(居所)又は所在地		〇〇町××△△□									
氏名又は名称		〇〇〇〇〇 (電話) 0276-〇〇-××××									
【中途就・退職】											
年の途中で就職又は退職(死亡退職を含みます)した人については、 該当者欄に○印をつけ、その年月日を必ず記入 してください。											

※同一生計配偶者について給与所得控除後の金額が1,000万円を超える方で、配偶者を扶養している方は「(摘要)」欄に「**同配**」と記載してください。(例「邑楽花子(同配)」)

【普通徴収の場合】退職等のため普通徴収になる人については、「(摘要)」欄に「**普通徴収該当理由**」を記入してください。

【国民年金保険料等の金額】年末調整の際、国民年金保険料等の金額を社会保険料控除に加算したときは、金額を記入してください。

【所得金額調整控除額】給与収入が850万円超で条件(本人が特別障害者、または23歳未満の扶養親族がいる、または特別障害者となる同一生計配偶者・扶養親族がいる)に該当したときは、次の計算により計算した金額を記入してください。
 [給与収入(上限1,000万円)-850万円]×10%

【基礎控除の額】所得税の基礎控除額を記入してください。合計所得金額が2,400万円以下の場合、記入は不要です。

※押印は不要です。

東部地区管内市町からののお知らせです

群馬県内全市町村では、平成29年度から個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底しました。

事業主の皆様には引き続き、従業員の個人住民税の特別徴収（給与から引き去りをして納入）に、ご協力いただくとともに、

**従業員が退職・帰国（出国）するときは、
住民税の納め忘れがないよう、
「残りの住民税の一括徴収」「納税管理人の選任」
にご協力をお願いします。**

住民税の特別徴収義務

所得税を源泉徴収する義務のある事業者（特別徴収義務者）は毎月、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税の特別徴収（引き去りをして納入）を行い、従業員が居住する市町村に納入しなければなりません。

地方税法第321条の4の規定により、事業主の義務とされています。

- 特別徴収の対象者は、前年中に給与の支払いがあり、4月1日現在、事業所において、給与を受領している人。
- 納税期間は、6月1日から翌年5月31日の間で、12回に分けて納付します。給与から特別徴収し、翌月の10日までに市町村へ納めます。

群馬県 邑楽町

裏面もご覧ください

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書への 定額減税に関する記載について

年末調整の際に所得税の定額減税を行った場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の「(摘要欄)」に記載が必要となります。

- 実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円」と記載します。また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(年末調整計算シート等の控除外額⑭-4)欄の金額を「控除外額 × × × 円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。
- 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(「非控除対象配偶者」)分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。
- 年末調整を行っていない場合は、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

支払を受ける者		住所		氏名		生年月日		性別		職業		所得控除の種類		源泉徴収税率	
△△市〇〇町1-2-3		ヤマカワ タロウ		山川 太郎		11		2		33		4		5	
給料		7 770 000		5 893 000		2 881 300		44		500					
源泉控除対象配偶者の有無		配偶者の有無		控除対象扶養親族の数		扶養親族の種類		障害者の数		障害者の種類		扶養親族である親族の数			
○		380 000		1		1		1							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
1221		300		120 000		50 000		40		000					
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円															

詳細は定額減税特設サイトへ
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



定額減税特設サイト

みずほ銀行で窓口納付されている方へ

令和7年4月1日からみずほ銀行の窓口で納入書を利用した取扱いが、取止めとなる予定です。詳しくはみずほ銀行の窓口へお問い合わせください。

○特別徴収の納付方法

納入書による窓口納付のほか、以下の方法で納付することができます。

種類	方法
インターネットバンキングによる納付	金融機関のインターネットバンキングを利用し納付できます。ご希望の場合、各公金収納取扱金融機関でご相談ください。
eLTAXの共通納税による納付	勤務先や自宅のPCからインターネットに接続し、eLTAXより納付できます。共通納税の手数料は無料。複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができるので、事務負担の軽減につながります。※詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。 <eLTAXホームページ> https://www.eltax.lta.go.jp/